

さいたま市次世代型太陽電池の実証事業

No.	項目	質問内容	回答
1	2.実証事業の概要 (2)実証事業期間	期間は令和9年3月26日まで、となっておりますが、3. 実証事業実施事業者の役割 (5) 実証事業の結果報告を令和9年3月26日までに実施し、全工程を完了する。という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3.実証事業実施事業者の役割 (4)設備の撤去	本事業において設置する設備等は「実証期間終了後撤去」ではなく、継続利用して頂くことも可能でしょうか。また、その場合に発生する利用料・維持費等は別途貴市にご負担頂けるのでしょうか。	継続利用については、当該項目のただし書きのとおりです。継続利用の可否等については、実証事業の効果検証を経て、協議させていただく予定です。